

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	竹田市 (44208)
地域名 (地域内農業集落名)	玉来地区 (桜瀬、拝田原、阿蔵、東東中、西西中、吉田、中尾、大正、岩本)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	77.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	77.8 ha
② 田の面積	69.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	18.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.2 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>玉来地区は農業者の平均年齢が68.1歳と高齢化が進み、認定農業者も5名と少なく、遊休農地のさらなる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、集落営農組織や新規就農者を育成・確保しつつ、地域住民などを交えて地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。また、現在の農地が機械の大型化に対応できておらず、農地の条件整備についても検討が必要となっている。</p> <p>【玉来地区の基礎的データ】 認定農業者数:5経営体 等 主な作物:水稲、椎茸、サフラン 等</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p><地域農業> 既存品目に付加価値をつけて販売する。あわせてスマート農業の取組を進め、省力化を行う。有機農業の導入についても検討を行う。獣害対策にも取り組み、捕獲したイノシシ、シカ等については加工販売やレストラン等を検討する。また、営農団体の設立についても検討する。耕作が可能な農地については、継続して利用できるよう条件整備を検討する。一方で、管理が困難な農地については粗放的な管理を行う。</p> <p><担い手の確保> 担い手への集積・集約化を進めるとともに、移住者や新規就農者、参入企業などの新たな担い手を呼び込み、地域内外から農地を利用する者を確保し、農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。また、遊休農地で景観植物等を活かした景観づくりや未耕作農地を活用したイベントを企画・開催し、SNS等で情報発信することで観光客、交流人口を増加させる。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

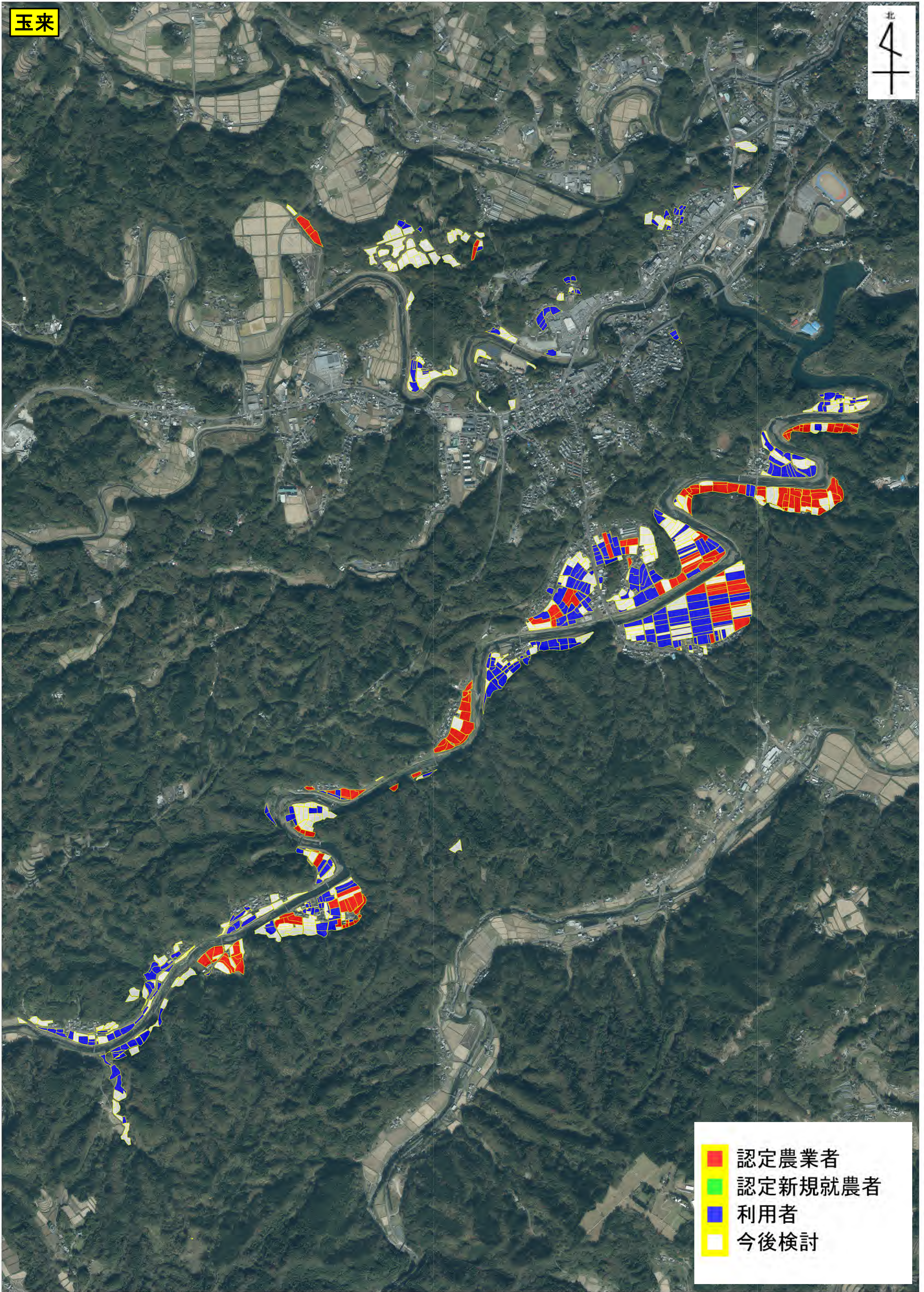
(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。耕作条件が悪い農地については、条件整備を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40.1 %	将来の目標とする集積率	42.2 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地面積の拡大を進め、担い手への集約を行う。また、地域及び担い手の集約意向を確認するため、協議の場を定期的に開催する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して認定農業者や新規就農者、参入企業などの担い手に貸し出すとともに、面積拡大と団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸出希望の農地を農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付け、担い手の経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農地や農道などが狭く、大型機械が入れないような農地については、担い手の確保と地権者の負担軽減を考慮しつつ、整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市やJA、学校等と連携し、移住希望者や新規就農希望者、企業など多様な経営体を募集し、栽培指導や農業用機械の貸し出しなどの生産支援と住居や農地をあっせんするなどの生活支援を行い、定住しやすい環境づくりを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で集落営農組織を育成し、高齢等により営農が難しくなった者の農作業や農地の管理を担える体制を整える。地域外の集落営農組織との連携に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないようにWM柵を設置する。猟友会との連携について検討する。				
②有機栽培について作付け可能か検討する。③ドローン等の省力化機械を導入する。				
④水田から畑作物への栽培を検討する。⑦耕作放棄地に果樹等を植えることで、農地の粗放的管理を行う。				
⑨堆肥の活用等について検討を行う。				
⑩イノシシ、シカ肉の加工・販売に取り組む。SNS等で地域のイベント等の情報発信する。				



- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 利用者
- 今後検討